

建築士会ニュース発刊について

会 長 速 水 剛

朝夕は秋の涼味を感じる季節となりました。会員諸兄には益々お元気で日常業務に頑張っておられることと思います。

さて従来のニュース速報は年3～4回で、はがき大のため極めて簡略化した事務的な速報にとどまりハートに欠ける面もありました。何とか心の通うニュース誌にしたいとかねがね考えておりました。そこで昭和61年度より新しい企画としてB5判8頁の月刊機関誌的なものとし、会員諸兄に必要なニュースを速くお知らせするほか、各支部間の交流を一層深めたいと念願し、毎月担当の編集支部による発想で、ユニークなニュース機関

誌を発刊することとなりました。各支部事務局には大変ご負担をかけることになると思いますが、あまり事大に考えず、手紙により地域の現況、建築事情、会員の近況・趣味、支部行事などを便りするという程度の軽い気持ちで取り組んでいただきたいと思います。尻切れとんぼにならないで続刊できますようご協力をお願いします。

年一度の総会、それも一部会員の出席による交流では、心の連りのうすれも危惧されます。本企画に諸兄のご理解とご協力そして期待を願うこと切です。

徳島支部

都市の個性「～らしさ」 「徳島らしさ」の要素

徳島市は、城下町としての歴史をもち、商都とし発展してきた。現在、都市の基盤整備もすすみ都市の骨格もほぼ形成されつつある。

しかし、都市整備はややもすると、経済性や機能性に重点を置きすぎ、まちの美観や個性が見落されてきたのではないだろうか。

21世紀に向けて、住んでよかったと思える都市

にしていこうとするなら、都市の個性、言葉をかえれば、「徳島らしさ」を活かした都市計画、景観計画をつくる必要がある。

その都市がもつ、個有の表情は、土地に刻まれた歴史によるものだけでなく、数多くの要素がある。たとえば、徳島市では、都市景観構想委員会の報告で次のようにまとめている。

○徳島らしさを活かす

要 素	素 材	イ メ ー ジ	景観形成の方向
1. 眉山・城山	○ 緑の眉山 ○ 原生林の城山 ○ 文化財・史蹟の集積 ○ 眉山と城山との間にターミナル、商店街、業務街、歓楽街、文化施設等の集積	○ 都心に浮かぶ緑の独立山塊 ○ ランドマーク ○ シンボル	○ 都心景観の核としての眉山・城山を活かす
2. 吉野川	○ 市街地に接する大河・河口を擁す ○ 川幅いっぱいの豊かな清水 ○ 四国一の干潟(野鳥の天国) ○ アシ原等自然系を残す	○ 清水をたたえる大河 ○ 眉山・市街地・吉野川で構成される心象風景 ○ 先人の犠牲と歴史性	○ 市民の誇る雄大な心象風景としてまもる
3. 環濠都心	○ 新町川・福島川・助任川の環濠状河川 ○ 河川に架かる21の橋と水際空間 ○ 曲線の流域景観と水際 ○ 都心のオープンスペース	○ 都心をとりまく曲線の流域景観 ○ 水域のおもかげ ○ 橋の見える景観	○ 「環」として、また、徳島アイデンティティ創出の流域景観として整備する
4. 藍	○ 新町川畔 ○ 藍場の浜	○ 藍で栄えた商都のイメージ ○ 藍の土蔵・藍大市・商都の盛衰等は阿波藍のモチーフ ○ 巡航船	○ 阿波藍・白壁づくりの土蔵などは景観形成のモチーフの一つである
5. 都市の顔 (シンボルゾーン)	○ 幅50メートルの広幅員街路 ○ 標準の約2倍の広さを持つ駅前広場 ○ 360度展望できる新町橋 ○ 起点・終点が緑の山	○ 眉山・城山をアイストップとするストリート ○ 徳島市の顔・表玄関 ○ 都会的雰囲気の漂う商業空間	○ 近代的商業空間としての演出や徳島市の顔にふさわしい象徴化を図る
6. 特産の青石	○ 青石は県内から産出し古代から使用 ○ 徳島城の石垣 ○ 青石通り	○ 阿波特産の青石と石組技術 ○ 徳島・寺島・新町護岸もかつては青石張 ○ 水際空間に冴える	○ 景観演出の脇役・素材として活かす
7. 四国霊場	○ 5ヶ所まいり(大日寺、常楽寺、国分寺、観音寺、井戸寺) ○ 遍路みち(道標等) ○ 古墳・史蹟等が集積 ○ 祭事・伝統行事等	○ 歴史的・風土的景観としての遍路みち ○ 阿波は発心の道場 ○ 霊場阿波の歴史の奥行き ○ 巡礼と田園風景	○ 風景、遍路道等の修復・保全をはかる ○ 道標、金剛杖、鈴の音等は霊場阿波のモチーフである
8. 阿波踊り	○ 阿波踊り ○ 紺屋町などの踊り広場 ○ 新町橋	○ 全国に知られる真夏の一大ドラマ ○ 陽気で南国的イメージ ○ 阿波踊り発祥の都市	○ 徳島アイデンティティの最たるものであり、踊りのまちにふさわしい演出、象徴化、核づくりを進める

徳島市都市景観構想報告書より

あらためて見直してみると、徳島が素晴らしい自然と歴史の資産を持っていることに気がつく。今後とも数多くの「徳島らしい」景観要素を発見、創造しながら、日常の設計活動等を展開していくことが我々建築士の義務だと考えている。

そのような視点で、各支部が各々の街を再認識するため、このコーナーを利用していけば、素晴らしい集積になるにちがいない。今後とも各支部相互に協力していきましょう。

都市計画法Q&A

〔法第4条関係〕

Q 「開発行為」について説明してください。

A 開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。

この場合、建築物とは建築基準法でいう建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくはへい等）をいいます。

次に土地の区画形質の変更についてですが、この区画とは土地利用形態としての区画、すなわち独立した物件としてその境界を明認し得るものをいい、形質とは形状及び性質をいいます。

なお、建築物の建築又は特定工作物の建築自体と不可分な一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等は建築又は建設行為そのものであり、開発行為には該当しません。

Q 「特定工作物」について説明してください。

A 特定工作物には、周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物である第1種特定工作物と大規模な工作物である第2種特定工作物とがあります。

第1種特定工作物とは、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、危険物貯蔵処理施設をいいます。

これらの工作物に係る土地の区画形質の変更を開発行為に含め開発許可にかからしめたのは、環境保全の観点から本法の規制の対象とする必要があったからであり、このうちコンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントは建築基準法の用途規制も受けます。

第2種特定工作物とは、ゴルフコース、1ヘクタール以上の運動、レジャー施設、1ヘクタール以上の墓園をいいます。

運動、レジャー施設を例示すれば、野球場、テニスコート、遊園地、動物園等があげられます。ただし、工作物であっても運動、レジャー施設とはいえない博物館とか、工作物ではないキャンプ

場、スキー場は含まれません。

これらの工作物の建設行為は、災害防止の観点から開発行為に含まれることとなりました。

Q 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき特定行政庁からその位置の指定を受けた道を廃止し、当該道を含めた土地の区域で建築物の建築等を行う行為は、「区画の変更」に該当しますか。

A 建築基準法第42条第1項第5号に基づくいわゆる「位置指定道路」も一般の交通の用に供する場所として、都市計画法上の公共施設に該当し、この用に供されている区画は他の区画と独立したものと解されます。したがって位置指定道路を廃止し、その区画と隣接する区画を統合して一つの建築区画とするような場合は、「区画の変更」が行われたものとして開発許可の対象となると解されます。

建築基準法Q&A

〔法第2条関係〕

Q 住宅の台所は居室になりますか。

A 住宅の台所で次の各号に該当するものは居室と取り扱わなくてもよいでしょう。ただし、換気排煙等については居室として要求する水準を十分満足させて下さい。

- 1) 調理のみに使用し、食事等の用に供しないこと。
- 2) 床面積が少なく(3~4.5帖程度)他の部分と間仕切等で明確に区画されていること。

Q 延焼のおそれのある部分の取扱いについてお聞きします。

自転車置場及び付属の小規模の倉庫からの延焼を考慮する必要がありますか。

A 自転車置場（鉄骨造開放型）からの延焼は考慮する必要はないでしょう。倉庫の場合も次の各号に該当すれば延焼を考慮しなくてもよいでしょう。

- 1) 建物からの距離が3 m以上。
- 2) 軒の高さ2.5m以下。

3) 主要構造部が不燃材料で造られていること。

4) 扉についても不燃材料で造られていること。

Q 耐火建築物の要求のある場合で、修景等のための置屋根の構造は耐火構造にする必要がありますか。

A 置屋根の部分が不燃材料で造られていれば耐火構造としなくてよいでしょう。ただし、小屋裏が利用される場合（安易な改造で利用し得る場合も含む）には耐火構造としなければなりません。

Q 耐火建築物の要求のある場合のトップライトの構造について教えてください。

A トップライトは明り採りとして開口部的要素が強いが防火上、耐火上の点から見ると「屋根」と考える必要があります。従ってトップライトとして、アクリドームを使用する場合は、内側に網入ガラス等を設置することが必要となります。

Q 法第2条第9号の3(イ)に規定する簡易耐火建築物（いわゆる(イ)簡耐）の外壁を支持する部材の構造について教えてください。

A (イ)簡耐の耐火構造の外壁は原則として次のいずれかの構造となります。

- 1) 耐火構造の壁（耐力壁）……コンクリート、ブロック造等
- 2) 耐火構造の非耐力壁で内部火災による倒壊防止のため以下の措置を講じる必要があります。ただし概ね階数が2以下の一戸建住宅程度のもので、内装材料による被覆効果等を期待できるものについては②についてこの限りではありません。

- ① 軸組等が不燃材料で造られていること。
- ② 軸組等が鉄骨の場合、耐火上有効に被覆されていること。
- ③ 軸組等への取付方法が火災時の脱落防止を考慮したものであること。

Q (ロ)簡耐において主要構造部として制限をうける屋根の構成材の範囲及び「屋根を不燃材料で造り又はふく」の取扱について教えてください。

A 1) (ロ)簡耐において主要構造部として制限を受ける屋根の構成材の範囲は原則として野地板、タルキ等の屋根下地及び屋根葺材となります。この場合、小屋組部分についても梁、柱に該当しない部分は屋根の構成材として扱います。

2) 「屋根を不燃材料で造る」とは屋根の構成材

を不燃材料で造ることを言います。

3) 「屋根を不燃材料でふく」とは屋根下地の如何にかかわらず、屋根葺材を不燃材料とすることです。従って(ロ)簡耐において屋根を不燃材料で葺いた場合、野地板、タルキ等についても準不燃材料以上が求められます。

Q (ロ)簡耐において主要構造部として制限を受ける（準不燃材料以上とすることが求められる）外壁及び床の範囲はどこまでですか。

A (1) 外壁——間柱、胴線、下地材、外装材
(2) 床——根太、下地材（下地材がない場合は仕上材）、小梁

以上により、外壁の延焼のおそれのある部分には木造下地防火構造は使用できません。

Q 住宅の小屋裏部分を利用して設ける物置で、階とみなされないのはどのようなものですか。

A 次の各号に該当するものについては、建築基準法の規定の適用に当たっては、階とみなさないことができます。

- 1) 小屋裏物置部分の水平投影面積は、直下の階の床面積の8分の1以下であること。
- 2) 小屋裏物置の天井の最高の高さは1.4m以下であること。
- 3) 物の出し入れのために利用するはしご等は固定式のものとしないこと。

住宅金融公庫Q&A

Q 敷地面積には制限がありますか。

A 敷地面積は、100㎡以上あることが必要です。ただし、次の1又は2のいずれかにあてはまる場合は、100㎡未満であっても差し支えありません。

- 1) 公共事業等移転者、災害り災者、なだれ・地すべり等地域移住者、危険住宅移転者、特別の法律による移転者等が建設するときの敷地。
- 2) 昭和57年1月1日以前に地目が宅地となっており（固定資産課税台帳の現況地目が宅地である場合を含みます。）、昭和57年1月2日以降に分筆又は分割したものでない敷地。

Q 登記簿上は宅地で面積は100㎡以上ありますが、一部が道路とみなされるため敷地面積が100㎡未満になります。申込みはできますか。

A 建築基準法の規定により敷地面積に算入できない道路部分が生じ敷地面積が100㎡未満になってしまう場合は申込みすることができません。ただし、その敷地が昭和57年1月2日以降に分筆又は分割したものでなければ申込みできます。

Q 180㎡を超える住宅を計画していますが、公庫の定めている面積を超える部分を自己資金で建てることはできますか。

A 建てることはできません。

解説 公庫は、国民大衆を対象として長期・低利の融資を行っており、一般水準を超える過大な規模の住宅への融資をさけるため、床面積の上限を定めています。したがって、住宅の延べ面積が180㎡を超える住宅については、自己資金の投入にかかわらず建物全体が融資の対象となりません。

Q 1階を耐火構造の車庫、2、3階を木造住宅とした場合、融資の対象となりますか。

A 融資の対象となりません。防災・避難の点から、公庫の建設基準では、木造の住宅は地上階数2以下としなければならないことになっております。

Q 1棟の住宅が部分的に木造と耐火構造となっている場合、借入額はどのようになりますか。

A 木造住宅の借入額が適用されます。

解説 1棟の住宅が2種類以上の構造により構成されている場合は、不燃性の低い構造の融資額、返済期間が適用されます。

不燃性の低い構造の順序は次のとおりです。

- 1 木造の住宅
- 2 簡易耐火構造の住宅
- 3 耐火構造の住宅

Q 建築確認申請者の氏名と公庫の設計審査申請者の氏名が異なる場合、申込みできますか。

A 建築確認の申請者と設計審査の申請者（申込者）は、同一名義としてください。

解説 一般的には、公庫の設計審査と建築確認は同時に申請されるので名義の相違は起りません。

設問のような場合としては、例えば、親が建てるつもりで、すでに建築確認をとっていたが、失業し同居予定の子供が公庫の申込みをし、今度は

子供名義で建築するというような場合が考えられます。このような場合には、建築主の変更となるので建築基準法上の手続（建築主の名義変更）をとる必要があります。

Q 軽微な変更とは、どの程度の変更をいいますか。

A 融資金に変更のない床面積の増減、あるいは間取りの一部変更、仕上げの一部変更などは、軽微な変更として取り扱います。

解説 次に掲げるいずれかに該当する場合を除き、軽微な変更として取り扱います。

- 1) 建築場所を変更する場合
- 2) 構造種別を変更する場合
- 3) 戸建型式を変更する場合
- 4) 階数を変更する場合
- 5) 床面積の変更、その他の変更で融資金に変更がある場合

Q 融資の対象となる住宅の建設費にはどのような工事費がありますか。

A 住宅の建設費とは、建築主体工事費、屋内電気設備工事費、屋内給排水設備工事費、屋内ガス設備工事費などの直接工事費及び設計費、工事監理費などの間接工事費をいい、公庫ではこれらの費用を融資の対象としています。

また、断熱構造化工事、耐久性能向上工事、高床工事、降灰防除工事、太陽熱温水器設置工事及び給湯設備設置工事を実施する場合は、それらに要する費用も含みます。

なお、併用住宅の店舗などの部分の工事費及び屋外附帯工事費（屋外の電気・給排水・ガス設備、別棟の物置、浄化そう、門、へい、植樹などの工事費）、特殊な基礎工事費（鉄筋コンクリート杭の杭打工事などの工事費）、暖房工事費、冷房工事費、既存建物の取壊し工事費などは、融資の対象となりませんので、これらの工事費は除外してください。ただし、財形住宅及び地域住宅計画適合工事（屋外）の場合は、屋外附帯工事費などが融資の対象となりますから、この場合は、当該地域を管轄する公庫の支所又は公庫業務取扱店にご相談ください。

土と炎の窯巡り

県内現代作家5人

徳島支部 支部長 滝 本

勇

15年程前、古い徳利が何となく好きでぼつぼつ集めているうちに壺が好きになり、次第に陶磁器の魅力にとりつかれるようになった。また、4年前より茶の湯を始めて焼き物の底知れぬ深さ、土と火の未知の世界の魅力を私なりに楽しんでいる。

読者の皆様も焼き物の趣味を持たれば人生の一つの楽しみとなり、片時でも心の安らぎになるのではないのでしょうか。

以下、県内で俗世から離れて陶芸一筋に打ち込んでおられる陶芸作家5人のプロフィール並びに素人の私の見た作品感をエッセーにしてみました。

一 蘭 窯 一 佐藤 光夫（昭和25年生）

陶房 名西郡石井町高川原

昨年11月「そごう」で陶器の個展があり、ただ何気なく見たくて焼き物好きの友と一緒に見に行き、始めて見た。樹肌文の壺、茶碗その他の作品



蘭窯 樹肌文

は、樹の肌独特の景色がみられ、それが陶器の肌によく調和して樹肌の自然味とあたたか味が感じられた。又、土が萩土で、私は特に茶の湯の茶碗の風味が気に入る、買い求め、ずっと茶を点てて使っている。特に色合い、形が夏のお点前のお薄茶碗に合っている様に思われる。それが佐藤さんとの出会いで、研究心旺盛な彼は今年3月、日本新工芸家連盟四国展で受賞された。その形と色彩の調和、色彩の気品の良さは美的で感心するばかり

りである。自宅、「そごう」にはいつも展示されているので、是非御鑑賞していただけたらと思う。

一 阿波嘉峯窯 一 橋本 嘉広（昭和14年生）

陶房 鳴門市大麻町牛屋島

日光にかざせば天空星の如く、幻想の世界の輝きの如く変幻する燿変天目茶碗に夢を求めて、そ



嘉峯窯 木の葉天目

の再現に陶芸魂の執念を打ち込んでいる姿は陶芸家ならではの男冥利につきると思う。彼の再現した燿変天目茶碗は大阪の高島屋のウインドに展示されており、過日、私も見てきた。夫婦が陶芸家で、御人柄も良く話上手で、本当におしどり陶芸である。立ち寄った時には木の葉天目釉の井戸茶碗、壺、皿などのうち、この間油滴天目釉茶碗、木の葉天目茶碗のすばらしい平茶碗が目にとまった。研究中の禾目天目^{のぎ}も、近い内にその見事な姿を拝見できると楽しみにしている。

一 巢林窯 一

中川 邦貴（昭和27年生）

陶房 日和佐町山河内西山

国道55号線の日和佐トンネルを越え、山河内を北へ日和佐川に沿って5kmほど行くと、青葉の下、清流の溪谷間に俗世を離れて別世界で陶芸に生命をかけて打ち込む陶人の姿を見たような気がした。初めて作品を見た時、壺の肌が蘭窯の樹肌と似ているのに驚いた。しかし、作品の土が信楽土であるため、ラフで温か味のある素直な感じが出ているように思われた。彼は画家の道から陶芸の道に

転向したらしく、謙遜しておられるが晩成型でこつこつと研究、努力、又、未知の世界に挑戦している姿がうかがわれる。自宅に作品を展示している他、陶芸教室をして、地元の陶芸愛好者の指導にも力を入れておられる。

一篠原拓生一

陶房 那賀郡鷺敷町和食

7月29日、酷暑の中、彼のお父さんの案内で和食小学校の裏、那賀川の潜水橋を渡り、国道を上流に約2km、山へ200m位道路を登った。環境の恵まれた美しく清い谷川のほとり、涼しい木の香りがする風が吹く木立の中、私は一瞬暑さを忘れた。

彼は、古来の登窯を築き、薪の炎で伝統に挑戦する陶人である。原始的な登窯は自然との未知の世界への出会いがあり、薪窯は炎のあたり具合、灰のかぶり具合、品物の重ね具合により様々な色合いや景色をかもし出す。土は広島のもので、無釉であるため自然釉や灰かぶりで独特の味が出ている。焼き肌は信楽土と備前土をミックスした様で古風な渋さがある。炎と灰で窯変しているのが気に入って徳利2個買い求めた。陶芸一筋の彼はとても研究熱心で、これからも土の個性を生かし、土に生命を与えるような作品を作り続けて欲しいと思う。



一方山窯一

高橋和三郎（昭和23年生）

陶房 鴨島町飯尾

篠原拓生さんに方山窯の高橋和三郎さんの噂を聞いたところ、徳島陶芸界における青磁、白磁の前衛の人らしく、彼の作品を見たい欲が出て友人と共に7月31日に高橋宅を訪れた。

彼は今日まで会った4人とまた少し違った世界観を持った陶人である。日本工芸会正会員、日陶展入選等の陶歴が物語る体質を持っているともいえる。さすがに清水卯一先生の本筋の薫陶を受けただけであり、高次元の作品で、その作品に調和した場所に置かれたら、作品の景色がなお生きた姿になると思われる。未だお若い、50歳位になった時の作品が又見たいし楽しみである。

県内には、まだ多くの陶房があるが、気の向くままに5人の陶人を紹介しました。

すべて芸術というものは人によってそれぞれ個性があり、その個性があるからこそ魅力があるといえる。また、すべてその人物のエスプリ（心）が作品に現れ、作品とその作者は心が通じ合っているものだが、特に陶芸の場合、人間の技巧や意志ではどうすることもできないものがあるといえる。つまり、土と炎の合作による気まぐれな芸術であるから、又未知の世界や神秘の世界へのあこがれがあるからこそ底知れぬ楽しみがあると思う。そして俗界を離れ、土を相手に陶人として無我無心に創作する心が素朴な侘の世界を生み、又生きた名作が生まれるのだろう。結局ここに陶芸に対する生甲斐があるのではないかと思う。



富士瓦 は住まいの顔です

通産大臣JIS表示許可工場／建設大臣認定不燃材
住宅・都市整備公団建設資材指定商品



富士スレート株式会社

徳島市佐古六番町 TEL25-0247代

営業所
大阪・和歌山・香川・高知・室戸

阿波の民家

四 宮 照 義



池田町の卯建の町並み

目 次

1. はじめに

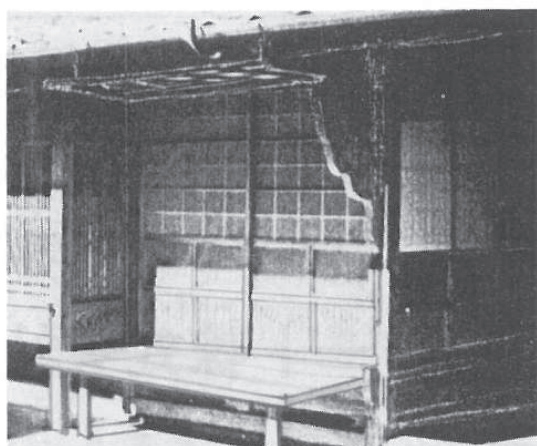
- A. 平野民家
- B. 山村民家
- C. 漁村民家
- D. 民家研究に尽された人々

2. 文化財に指定された民家

- A. 国指定重要文化財 8件
- B. 県指定文化財 2件
- C. 市町村指定文化財 5件

3. 民家その他

- A. お堂
- B. 町並
- C. 民家あちこち



穴喰の蔀帳の町並

1. はじめに

人の住む所、喜びあり、悲しみあり、唄があり、そして祈りがある。民謡が庶民の生活を唄ったものであるならば、民家は形のある民謡といえる。そこには山に野に海岸に永く住みついてきた人々の生活のリズムと染みがある。そして、人々の生活の知恵によって、その土地の風土、気候に適した住居がつくられてきた。農山漁村の自然の中で温かく育くまれたそのたたずまいは、現代建築には見られない落付いた美しさと郷愁を誘うものである。

徳島県は、全国的にも珍しい近世民家の宝庫といわれ、専門家の間でも高く評価されている。阿波ではそれぞれの民家に大工棟梁等の匠(たくみ)の心を棟札に墨書して棟木に上げる習慣があり、これによって建築年代を推察でき、その後の建増しや繕い箇所も構造材や枅穴等を調べることにより、復元可能となる。勝浦郡上勝町の関守家には我国の民家で一番古いと言われる文明元年(1469)の棟札がある。以下、徳島県の民家の主なものを平野、山村、漁村に分けて述べてみよう。

A. 平野民家



徳島県には吉野川が、阿讃山脈と四国山脈の間を西から東へ流れ、紀伊水道に注いでいる。その中流地方の平野に建つ民家を総じて平野民家と呼ぶことにする。この地方は、藩政時代から「阿波藍」で有名な藍作地帯で、ほとんどの農家は藍作に従事していたので、藍作りと民家との関係が深

い。藍で大分限者になったものには、「阿波の藍師は城構え」と唄われる程の豪荘な屋敷構えの藍商民家が、吉野川中流の兩岸の堤防を行くと、散見される。特に北岸の藍住町には、それらが集中して見られる。(藍住町、奥野の奥村家)。又、南岸の石井町藍畑にも田中家(元治二年(1865))や、武知家がある。

一方、藍小作の民家は、貧しいながらもほほえましい住生活空間を保った美しい家の浦島家(石井町浦庄)もあったが、昭和30年取壊された。又、自作の藍作農家では、いわゆる四間取り(チョーバ、オモチ、キタザ、オク)の典型的な農家の高橋家(宝歴二年(1752)徳島市北矢三町)等がある。

四国三郎の異名をもつ四国最大の川、吉野川は50年毎ぐらいに大洪水がおとずれた。特に中流地方では水量が増大するので民家はよく流される。松茂町豊久に住んでいた古老の話では、「茅葺屋根の棟にまたがり、両手を挙げて助けを呼びながら、すがりつく牛や蛇と共にダイナン(外洋)へ流されて行く様は、今も目に焼きついて、あわれであった」と。特に中流地方では水量が増大する

ので、民家はよく流される。これに備えて地盤を畑地より1畝から2畝も高く盛土して、回りは「阿波の青石」で築き上げている。各家の床高も高く、梯(かけはし)家(山川町山瀬)では床高1.2畝もある。民家の茅葺屋根に上って水の災害からのがれるために、梯子を引掛けるための杭が茅葺屋根の中程に取り付けられたり、藍の「ネドコ」には避難用の小舟が釣り懸けられている(石井町藍畑の田中家)。

阿波三大産業の一つである「阿波三盆」と呼ぶ製糖と結びついた民家が阿讃山脈のふもとに見られる(上板町岡田家)

「お四国の旅の始めは霊山寺」と唄われるように、阿波には四国八十八カ所札場巡りの第一番札所の霊山寺から、第二十三番の日和佐の薬王寺までの間には、巡礼者のための「遍路宿が各札所の門前に残っている。又、江戸時代から商家の並ぶ町並が残っているところでは、池田町、貞光町、半田町、脇町、鳴門市があり、「卯建」(火除けとも言う)と呼ぶ美しい防火壁を各家々の二階の両袖に出している。(つづく)

徳島支部

〔事務局紹介〕

徳島支部の事務局は、昭和59年7月に、それまでの徳島土木事務所から徳島市役所建築指導課内に設置され、支部活動の拠点として、会員の皆様方に親しまれております。今回は、事務局の女性スタッフを紹介いたします。



日 下 美 恵

血液型 O型

徳島土木事務所建築指導課の紅1点。用紙、県証紙の販売を担当しています。課内のあこがれの的マドンナとして職員の皆さん、会員の皆さんに親しまれています。

〈本人一言〉 建築士会徳島支部にお世話になってから、早いものでもう3年になります。初めのころは何もわからなくて無我夢中で失敗の連続でどうなることかと思いましたが、事務局や会員のみなさんに助けていただいて、どうにか今日まで来ることができました。ありがとうございます。これからは少しでもお返しできるよう努力していきたいと思います。



山 田 香 織

血液型 A型

徳島市役所建築指導課内で士会の強力なスタッフとして窓口と庶務を担当、テニスできた

えたスポーツウーマン精神で職員の皆さん、
会員の皆さんに親しまれ、特に課内では「な
んたってアイドル」です。

〈本人一言〉私が勤め出してから早や2年がこ
うとしています。はじめは不安でしたが、皆
様方のご指導のおかげでなんとかここまでや
ってくることができました。今では皆様方が
優しく見守って下さる中のびのび仕事をして
います。士会に勤めることができ本当に良か
ったと思っています。本当にありがとうございます。
これからがんばりますのでよろ
しくご指導お願い致します。

建築映画会開催のお知らせ

建築士会青年部結成10周年記念事業の一環とし
て、映画会を実施することになりました。会員諸
兄のご参加をお待ちしております。

—入場は無料です—

と き 昭和61年10月7日(火)午後6時より

ところ 県青少年センター大会議室

(徳島市城内、文化センターとなり)

〔東野に翔る〕岩波映画製作所作品

建築家クリフトファー・アレグサンダー氏の設
計による盈進学園東野高等学校(埼玉県入間市)
の建設プロセスを記録した映画で、氏の建築思想
〈パターン・ランゲージ〉が生みだした同学園は、
学校建築のあり方に大きな波紋を投げかけた。

〔川越の職人(鳶と左官)〕

民族文化映像研究所作品

土蔵の町並みで有名な埼玉県川越市の職人たち
の姿をとおして、時の流れと共に消えていく、伝
統的技術を記録した貴重なフィルム。

設計製図(受験準備)講習会

〈開催予定〉

〔1級〕

①日 時 昭和61年9月14日(日)14:00~17:00

21日(日)10:00~16:00

場 所 昭和会館(徳島市昭和町3丁目)

講 師 伊藤 治磨(大成建設(株)設計長)

受講料 会員15,000円(資料及び用紙代を含む)

②日 時 昭和61年10月5日(日)9:00~17:00

場 所 池田中学校(三好郡池田町)

講 師 片倉 健雄(近畿大学助教授)

受講料 会員15,000円

(テキスト、解答例、用紙代含む)

〔2級〕

日 時

昭和61年9月14日(日)~16日(火)9:30~16:30

9月19日(金)~22日(月)18:00~20:30

場 所 昭和会館(徳島市昭和町3丁目)

受講料 会員15,000円(テキスト代含む)

—図書案内—(いずれも徳島県木造住宅推進協議会刊)

○とくしまの木造住宅

¥1,700

(伝統的工法・技術の継承と発展)

○木造住宅仕様価格対照表作成の手引き

¥1,000

(見積りからパンフレットづくりまで)

○大工技能者の生涯像

¥500

(期待される大工像を求めて)

編 集 後 記

今回から、各支部の編集により、「まちかど」を
お届けすることになりました。今月は徳島支部の
担当でした。来月は鳴門支部です。お楽しみに!